

男女共同参画週間

6月23日～29日

問い合わせ 男女共同参画推進課 ☎38-2023

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行(平成11年6月23日)を記念して国の男女共同参画推進本部が定めた「男女共同参画週間」です。また、昨年9月4日には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(通称:女性活躍推進法)が施行されました。

今回は、芦屋市男女共同参画推進審議会で副会長としてご尽力いただいている甲南大学教授の中里英樹氏に「芦屋市の地域力と男女共同参画」についてご寄稿いただきました。

5年ほど前からご縁があつて芦屋市男女共同参画推進審議会の委員として、現在の芦屋市の男女共同参画推進の状況を拝見し、市民の皆さんと一緒に考える機会をいただけてきました。このたびは男女共同参画週間に寄せる文章を書くにあたり、芦屋の歴史についての資料をひもといてみました。旧芦屋村・打出村・三條村・津知村が明治22年に合併して成立した精道村では、多くの人が農業と漁業をなすわいとした一方、鉄道駅の開設で交通の利便性が向上すると、神戸・大阪の実業家たちの注目を集め、高級住宅地を持つ郊外住宅都市として発展し、昭和15年の芦屋市の誕生につながります(『芦屋市政』誕生前夜点描『広報あしや』平成21年11月1日号)。男女ともにそれぞれ労働に従事する家族から、大阪・神戸という近隣の大都市を中心に事業を展開したり通勤したりする男性と、地元で子育てや地域活動に従事する女性からなる家族のライフスタイルへの変化をうかがわせませす。豊かな環境と生活基盤を背景に、芦屋の女性たちが婦人会などを通して、地域を支える積極的な活動をしてきた様子も、さまざまな記録からうかがえます。

このような資料から歴史をさかのぼって見た後に、近年の芦屋市の女性の年齢別就業率とその変化の最新データ(2010年の国勢調査)を見ると、興味深いことに気づきました。近隣市と比較して40代以降の女性の就業率がとりわけ低いことがわかります。20代、30代は上昇してきており、40代以降ほどの差はありません。芦屋市の近郊住宅都市としての発展の中で、就業以外の形で地域を支えてきた女性たちのライフスタイルを残す40代以上の人たちに對して、若い年齢層では、共働きを容易にする交通の便と住みやすさを備えた場所を求める人たちが、増えて来ているのかもしれない。全国的に見ると芦屋市の30代の女性の就業率は今でも最も低い方に位置づけられますが、保育所の入所希望の増加も考え合わせると、30代の女性の就業意欲の高まりがうかがえます。

「女性の活躍推進」が国の大きな政策目標として掲げられていますが、女性が「職業」の領域でも力を発揮できる社会に転換しつつ、これまでに芦屋市で培われてきた「地域力」を維持するには、男性の働き方や家族・地域との関わりを見直しが必要だと感じます。男女共同参画週間にあたり、「男女共同参画社会基本法」にある「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現する」という趣旨を改めて考えてみてはいかがでしょうか。

芦屋市の地域力と男女共同参画



甲南大学文学部教授・教職教育センター所長

なかざと ひでき
中里 英樹氏

専門は「家族社会学」で、父親の育児休業の国際比較など、「子育て期の生活と働き方」について研究している。各自治体等で男女共同参画社会実現のための講座講師や、男女共同参画に関する会議の委員を歴任。平成23年度からは芦屋市男女共同参画推進審議会副会長。

男女共同参画週間記念事業

映画「アリスのままで」

- 日 時 6月25日(土)午後2時開演(開場:1時30分)
- 会 場 ルナ・ホール
- 定 員 先着600人(要整理券)
- 一時保育 2歳以上就学前児・先着20人(1人300円)(要予約)
- 申し込み

※①②③いずれかの方法で6月1日から6月20日までに申し込み
①往復はがきに、住所・参加希望者全員の氏名(1枚で2人まで)・電話番号、一時保育希望者は子どもの名前・年齢月齢を明記し、下記へ郵送

②右記のQRコードをスマートフォンや携帯電話で取り込み、必要事項を入力(ホームページに右記QRコードのURLを掲載しています。)

③下記窓口で直接申し込む(はがき不要)



(c) 2014 BSM Studio.
All Rights Reserved.

アリスのままで

■出演 ジュリアン・ムーア/アレック・ボールドウィン/クリステン・スチュワート/ケイト・ボスワース/ハンター・パリッシュ
【監督&脚本】リチャード・グラツァー&ウォッシュ・ウェストモアランド(2014年/101分)※日本語吹き替え版

問い合わせ 男女共同参画センター
☎38-2023(〒659-0065 公光町5-8)

人権推進課からのお知らせ

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055

◆人権擁護委員の表彰

人権擁護委員(法務大臣委嘱)の竹本隆彦氏・玉井貴子氏が、長年の人権擁護活動の功績に対し、5月3日に全国人権擁護委員連合会長表彰を受けられました。



竹本 隆彦氏



玉井 貴子氏

◆「人権擁護委員の日」 特設人権相談所を開設

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は、さまざまな人権問題についての相談のほか、人権尊重の思想を普及するため種々の啓発活動を行っています。

夫婦や親子間での問題・近隣問題・差別問題など、人権問題でお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。秘密は守られます。

■日時&場所 ①6月7日(火)東館3階(小会議室2)②28日(火)東館3階(小会議室1)/午後1時～4時※1人1時間 ■相談員 人権擁護委員 ■申し込み 上記へ(要予約)※当日午前中まで電話で予約受け付け

◆全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

相談電話番号 フリーダイヤル☎0120-007-110(全国共通・無料)

いじめ・体罰・児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題について、電話相談をお受けしています。相談は無料で、秘密は厳守します。

■日時 6月27日～7月3日・午前8時30分～午後7時※ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで ■相談員 人権擁護委員・法務局職員

問い合わせ 神戸地方法務局人権擁護課 ☎078-392-1821